

(お知らせ)



令和 4 年 9 月 8 日  
京都市保健福祉局  
(医療衛生企画課 Tel:075-222-4244)

## 新型コロナウイルス感染症における療養解除基準の見直しについて

令和 4 年 9 月 7 日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から事務連絡があり、専門家の議論を踏まえ、With コロナの新たな段階への意向を見据えて、感染者の療養解除基準の取扱いを変更することが示されました。

これに伴い、本市におきましても、国から示された取扱いと同様の対応を採ることといたしますので、お知らせいたします。

市民の皆様におかれましては、手洗い、マスクの着用、密の回避（1密にも留意）の徹底等、より一層の感染拡大防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 患者の療養解除基準

##### (1) 有症状患者（人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。）

###### ア イ以外の者

発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とする。

ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動※の徹底をお願いする。

###### イ 現に入院している者（高齢者施設に入所している者を含む。）

発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に 11 日目から解除を可能とする。

##### (2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能とする。

加えて、5 日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日経過後（6 日目）に解除を可能とする。ただし、7 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動※の徹底をお願いする。

#### ※自主的な感染予防行動

検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等

#### 2 療養期間中の外出自粛

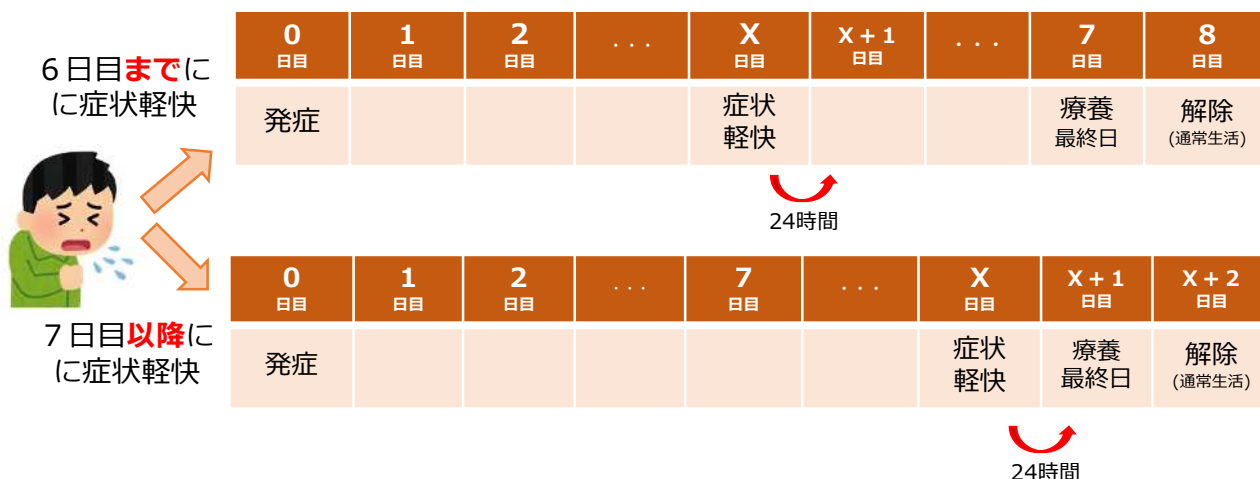
有症状の場合で症状軽快から 24 時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

#### 3 現在療養中の方への適用

令和 4 年 9 月 7 日から適用であり、同日時点で患者である者も適用。

### 【①有症状患者の場合】 ※③の場合は除く

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合



※解除後も10日間経過するまでは、検温などご自身で健康状態を確認してください。

### 【②無症状患者の場合】

陽性確定に係る検体採取日から7日間経過した場合



※解除後も7日間経過するまでは、検温などご自身で健康状態を確認してください。

※当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日とし、

【有症状患者の場合】の基準に沿って療養してください。

### 【③有症状で入院患者又は高齢者施設入所者の場合】

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

